

公告 第786号

令和5年9月1日
日本触媒健康保険組合
理事長 田畑 敦士



組合同規約の一部変更について

令和5年9月1日付で、下記のとおり日本触媒健康保険組合の規約を一部変更するので、健康保険法施行令第3条の2の規定によりこれを公告する。

記

今後の規約変更を正確に実施するため第45条以降を健康保険組合連合会の規約例に準ずるように変更する。併せて業務実態に合致しない条文を削除し、予備費の費途を追加する。これらを別紙新旧条文対照表のとおり実施する。

以上

別紙新旧条文対照表

日本触媒健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第5章 保険料 (保険料及び調整保険料の負担割合) 第45条 一般保険料額及び調整保険料額 一般保険料額及び調整保険料額の100分の60は事業主、100分の40は被保険者において負担する。 (介護保険料額の負担割合) 第45条の2 介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。	第5章 事業 (保険料及び調整保険料の負担割合) 第59条 一般保険料額及び調整保険料額 一般保険料額及び調整保険料額の85分の51は事業主、85分の34は被保険者において負担する。 (新設)
第6章 財務 第46条 (略)	第6章 財務 第60条 (略)
(会計年度所属区分) 第47条 (略) 2. 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度 (6) (略)	(会計年度所属区分) 第61条 (略) 2. 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の属する年度 (6) (略)
(予備費の費途) 第48条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 保険給付費 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金 (5) 事務所費 (6) 財政調整事業提出金 (7) 賞与費 2. 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 納付金	(予備費の費途) 第62条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 保険給付費 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金 (5) 事務所費 (6) 財政調整事業提出金 (新設) (新設)
(準備金の保有方法) 第49条 準備金は、つぎの各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4) 国債又は地方債 (5) 政府保証債又は金融債 (6) 担保付社債 (7) 抵当証券 (8) コマーシャルペーパー (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設への出資金 (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、又は第2号の方法によって保有しなければならない。	(準備金の保有方法) 第63条 準備金は、つぎの各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1) 確実な銀行への預金若しくは郵便貯金 (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) 公社債投資信託の受益証券の取得(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4) 国債証券又は地方債証券の取得 (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得 (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付き又は一般担保付きの社債の取得 (7) 抵当証券の取得 (8) コマーシャルペーパーの取得 (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金 (11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金 (12) 法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得 2. 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。
第50条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第11号までの方法により保有しなければならない。 2. (略) 3. (略)	第64条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第12号までの方法により保有しなければならない。 2. (略) 3. (略)
第51条 (略)	第65条 (略)
第7章 公告 第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合のホームページに掲示する。	第7章 公告 第66条 この組合において公告しなければならない事項は、電子公告により行う。
第8章 保険給付 (医療機関の指定) 第53条 削除	第5章 事業 (医療機関の指定) 第45条 (略)
(一部負担金の特例) 第54条 削除	なし

別紙新旧条文対照表

日本触媒健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(一部負担還元金) 第55条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金(療養費に係る一部負担金は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。))について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額)について、その還元を行う。 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件(法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。))について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、20,000円を控除して得た額とする。 3. (略) 4. (略) 5. (略)	(一部負担還元金) 第46条 この組合は健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき被保険者の支払った一部負担金についてその還元を行う。 2. 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。))について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。))が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、20,000円を控除して得た額とする。 3. (略) 4. (略) 5. (略)
(付加給付) 第56条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 訪問看護療養費付加金 (2) 家族訪問看護療養費付加金 (3) 出産育児一時金付加金 (4) 家族出産育児一時金付加金 (5) 埋葬料付加金 (削除) (6) 家族埋葬料付加金 (7) 家族療養費付加金 (8) 合算高額療養費付加金 2. (略) 3. (略)	(付加給付) 第47条 この組合が、法第69条3の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 訪問看護療養費付加金 (2) 家族訪問看護療養費付加金 (3) 出産育児一時金付加金 (4) 家族出産育児一時金付加金 (5) 埋葬料付加金 (6) 埋葬費付加金 (7) 家族埋葬費付加金 (8) 家族療養付加金 (9) 合算高額療養費付加金 2. (略) 3. (略)
(訪問看護療養費付加金) 第57条 (略) 2. 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。 3. (略) 4. (略)	(訪問看護療養費付加金) 第48条 (略) 2. 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。))が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。 3. (略) 4. (略)
(家族訪問看護療養費付加金) 第58条 (略) 2. 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。 3. (略) 4. (略)	(家族訪問看護療養費付加金) 第49条 (略) 2. 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。))が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。 3. (略) 4. (略)
(傷病手当金付加金) 第59条 削除	なし
(延長傷病手当金付加金) 第60条 削除	なし
(出産育児一時金付加金) 第61条 被保険者(被保険者であった者を含まない)が出産したときは、法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、33,000円を支給する。	(出産育児一時金付加金) 第50条 被保険者が出産したときは、法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、33,000円を支給する。
第62条 (略)	第51条 (略)
(出産手当金付加金) 第63条 削除	なし

別紙新旧条文対照表

日本触媒健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(埋葬料付加金) <u>第64条</u> 被保険者(被保険者であった者を含まない)が死亡したときは、法第100条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受けるものに対し、埋葬料付加金として50,000円を支給する。 (略)	(埋葬料付加金) <u>第52条</u> 被保険者が死亡したときは、法第100条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受けるものに対し、埋葬料付加金として50,000円を支給する。 (略)
削る	(埋葬費付加金) 第53条 (略)
第65条 (略)	第54条 (略)
(家族療養費付加金) 第66条 (略) 2. 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、<u>第二家族療養費支給申請書各1件(合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)</u>について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。 3. (略) 4. (略)	(家族療養付加金) 第55条 (略) 2. 家族療養付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、<u>診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。</u>)について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。))が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。 3. (略) 4. (略)
(合算高額療養費付加金) 第67条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。 2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、<u>各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書、第二家族療養費支給申請書各1件(一部負担金等の額(他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を控除した額)が20,000円を超えるものに限る。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書、療養費支給申請書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)</u>につき、それぞれ20,000円を控除して得た額とする。 3. (略) 4. (略)	(合算高額療養費付加金) 第56条 <u>法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)</u>の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。 2. 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、<u>診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)</u>につき、20,000円を控除して得た額とする。 3. (略) 4. (略)
第9章 個人情報の保護 第68条 (略)	第8章 個人情報の保護 第67条 (略)
第10章 その他事業 (施設の利用等) 第69条 削除	(新設) (施設の利用等) 第57条 (略)
(高額医療費貸付) 第70条 削除	(高額医療費貸付) 第58条 (略)
(在宅療養費の環境整備の貸付) 第70条の2 削除	なし
(出産費貸付) 第70条の3 削除	(出産費貸付) 第58条の2 (略)
削る	(現物賞与等の算定) 第59条の2 (略)

附則

(施行期日)

この規約は、令和5年 9月 1日から施行する。